

令和 8 年 5 月 吉日

お客様 各位

鹿児島市谷山港 1 - 16  
共同組海運株式会社

### 危険物の船舶運送及び荷役許可申請について

平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、表題の危険物の船舶輸送については「危険物船舶運送及び貯蔵規則」「港則法」により、荷送人の義務、危険物荷役申請の義務、その他の規制事項が定められております。

法令を遵守した安全な輸送対応には、第一に荷送人様からの危険物情報の提供が必要でございます。弊社への「危険物の運送申し込み方法」を下記の通りご案内申し上げます。

どうぞご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

手続きの不備が発覚した場合、荷主様も罰せられることになりますのでくれぐれも遵守の程をお願い致します。(20 万円以下の罰金)

#### 記

##### ◎危険物の輸送申し込みについて

出港前日 17 時までに下記、運送申し込み書類を弊社へメールにて提出頂く。

※持ち込みに関しては月曜日から金曜日午前中までとします。

また、危険物の預かりはできかねます。

##### 【運送申し込み書類】

- ① 危険物明細書へ必要事項を記入(日付・荷送人・荷受人・船名・国連番号等)
- ② 製品安全データシート (SDS) 又は (MSDS)

##### ◎鹿児島港長(鹿児島海上保安部)への危険物荷役許可申請について

荷主様より運送申し込み頂いた書類をもとに「危険物荷役許可申請書」を作成し出航当日各港長(鹿児島海上保安部・奄美海上保安部)へ許可申請を行います。

※危険物荷役許可申請費用 ￥5,000/月

##### ◎集荷・荷受け・船積について

運送依頼貨物を集荷又は荷受後、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」に定められた種類のコンテナ、定められた場所、定められた船内の位置へ船員立会いの下、積込みを致します。

以上

# 船舶で貨物を運送される皆様へ ～ 危険物はありませんか？～

## 「危険物」を船舶により運送するには

船舶への積載が禁止されているものを除き、危険物は危険物船舶運送及び貯蔵規則及び関係法令に基づき、定められた量以下のものを定められた容器に収納する等行うことにより運送が可能です。

その場合、荷送人の責任において危険物の分類等の判定、法令で定められた容器への収納等をしていただくとともに、危険物の内容を詳しく記載した書類（危険物明細書等）を船舶所有者又は船長に提出していただく必要があります。

～ 危険物の運送に関するWEBページのご案内 ～

「危険物の海上運送等に係る安全対策」

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr8\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000012.html)

## 「危険物」とは？

以下のものは危険物に分類されます。

### 1. 火薬類

火薬、弾薬、花火等



### 2. 高圧ガス

加圧されたガス、引火性を有するガス等（酸素、液化石油ガス（LPG）、エアゾール缶等）



### 3. 引火性液体類

引火点が一定温度以下の液体等（ガソリン、灯油、ペイント類等）



### 4. 可燃性物質類

自然発火しやすい物質等（木炭、マッチ、金属粉末等）



マッチ 木炭

### 5. 酸化性物質類

他の物質を酸化させる性質を有する物質等（さらし粉、過酸化水素等）



### 8. 腐食性物質

腐食性を有する物質（酸性ソーダ、蓄電池等）



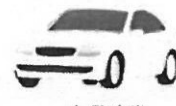
蓄電池

### 9. 有害性物質

1.～8.には該当しないが、人に危害を与え、又は物件を損傷するおそれのあるもの（リチウムイオン電池、PCB、自動車等）



リチウムイオン電池



自動車※

※ ロールオン・ロールオフ船等に積載する場合であって燃料等の漏洩がない場合は危険物に該当しない。

### 7. 放射性物質等



- ◆ 一部の危険物は、規定の数量以下のものを、船長の許可を受けて携帯品として船内に持ち込むことが可能です。
- ◆ 荷送人が、危険物船舶運送及び貯蔵規則及び関係法令に従い、危険物の容器への収納、危険物明細書等の船舶所有者又は船長への提出等を行わなかった場合、20万円以下の罰金の対象となります。
- ◆ 危険物の分類や容器に関する個別のご質問は、最寄りの地方運輸局海上安全環境部船舶安全環境課までお問い合わせください。



国土交通省海事局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Maritime Bureau